

教職員の不祥事防止に関する校内ルール

令和元年6月

玉野市立山田小学校

教職員の不祥事防止に関する校内ルールを次のように規定する。

1. 教育公務員としての意識

- ①「全体の奉仕者」であることを意識し、法令を遵守し、公務員倫理を意識して行動する。
- ②教育者としての自信が、おごりや間違っただ思い込みを招かないようにする。
- ③不祥事は他の学校のこと、他人事と思わず自分のこととして考える。
- ④他の教員の言動に気になることがあれば黙認しない。
- ⑤勤務時間外でも、自らの行動が教育全体の信頼に影響を与えることを常に意識する。
- ⑥岡山県教育委員会の「懲戒処分の指針」や「懲戒処分の公表基準」について理解する。
- ⑦不祥事は、学校や教育界全体、また、家族など周囲の人々に対し深刻な打撃を与えることを考える。

2. 生活に関すること

- ①普段の生活の中でストレスをためないように工夫する。
- ②身近に悩みを話すことのできる仲間を持つ。
- ③家族や同僚等とのコミュニケーションを積極的に図る。
- ④過度の遊興にふけったり、借金をしてギャンブルにお金をつぎ込んだりするなど教育公務員としてふさわしくない行為を行わない。

3. 校務に関すること

<情報管理、守秘義務>

- ①個人情報に関するデータの管理や校務で使用するパソコン、記憶媒体の保管の仕方において、盗難や情報漏洩に対する対策を行う。
- ②個人情報に関する書類などを学校外に持ち出さない。(やむを得ない場合は管理職に報告し、許可を得て決められた期日までに返却する。)
- ③職務上知り得た秘密を他人に漏らしたり、他人に聞こえるような場所で話題にするようなことをしない。

※パソコン、インターネットなどを利用する場合のセキュリティーの規定については「山田小学校セキュリティーガイドライン」による。

<体罰>

- ①体罰は、児童の人権を侵害する行為であることを認識する。
- ②児童に対する懲戒と体罰の違いについて理解し、体罰を行わない。
- ③児童をたたいたり、長時間立たせたりするなど、肉体的苦痛を与えるような行為をしない。
- ④感情的な言葉で、児童を叱責しない。

4. セクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為に関すること

- ①児童の相談を受けたり、個別指導を行ったりする場合は、管理職や同僚に告げてから行う。
- ②1対1で児童に対応する場合は、密室にならないように工夫する。

- ③児童、保護者、他の教職員に対して、セクシャル・ハラスメントととらえかねない言動を取らない。
- ④児童、保護者、他の教職員を性的な関心の対象としてみない。
- ⑤児童、保護者と携帯電話やメール、ライン等でのやりとりをするなど不適切な関わりを持たない。連絡は学校の電話、メールを使用する。
- ⑥児童を教職員の自家用車には乗せない。

5. 学校備品、公金などの取扱いに関すること

- ①学校のパソコンや電話、FAXなどを校務以外のことには使用しない。
- ②職場の備品や消耗品を私的には使用しない。
- ③一時的な立て替えであっても、公金を流用しない。
- ④教材費等、学校徴収金を取り扱う際には、複数の教職員でチェックする。(学級会計については監査を管理職及び学校事務職員が、PTA会費等についてはPTA会計監査が監査する。)

6. 校務外について

<交通関係>

- ①交通法規を守り、事故を起こさないよう常に緊張感を持って運転する。
- ②飲酒をした場合、量の多少に関わらず、絶対に車両(自転車を含む)を運転しない。
- ③深夜に飲酒した場合、翌朝や昼であっても一定基準以上のアルコールが体内に保有されることを認識し、アルコール保有の可能性がある場合は運転しない。
- ④車を運転する者に飲酒を勧めたり、飲酒運転の車に同乗したりしない。

<わいせつな行為>

- ①どのような行為がわいせつな行為かをよく理解し、絶対に行わない。
- ②わいせつな行為は被害者の人権を著しく傷つける行為であり、わいせつな行為に関わらないという強い意思をもって生活する。

<政治的行為、営利企業等従事>

- ①選挙運動に関する違法行為など、政治的行為の制限に抵触するような行為をしない。
- ②許可無く営利事業等に従事したり、営利を目的とした商品の販売に携わったりしない。

7. その他

- ・セクシャルハラスメントやパワーハラスメントについては、窓口(校長・教頭)に相談する。

○ 保護者・児童に対して

- ・保護者に関係ある校内ルールについては懇談・PTA総会など機会を捉えて説明する。
- ・保護者や児童には気になること等があれば、いつでも学校に連絡・相談してほしい旨を伝える。